

聖地高野山応援プレミアム付商品券(町外一般の方)使用方法

使用できる事業所等

商品券の利用可能店舗等については、店舗一覧(別紙)にてご確認ください。また、最新の商品券利用可能店舗等については、高野町ホームページにてご確認ください。か、高野町観光振興課、高野山宿坊協会、高野町商工会にお問い合わせください。

なお、商品券ご利用の際、おつりはできません。

利用可能期間

販売日～令和4年5月31日(利用期間を過ぎた場合は、無効となり、払い戻しできません。)

聖地高野山応援プレミアム付き商品券を利用できないもの

- 出資や債務の支払い(振込代金、振込手数料、保険料、電気・水道・電話料金等)
- 国税、地方税や使用料などの公租公課の支払い
- 有価証券、商品券、ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等、旅行券、乗車券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- たばこの購入・町指定ごみ袋の購入・不動産に関わる支払い(土地・家屋購入、家賃・地代等)
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する営業に関する支払い
- 特定の政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- 他の商品券との交換、また転売及び譲渡はできません。

注意事項

本商品券の利用後は、利用金額分(プレミアム分)が税務上、利用者個人の一時所得として所得税の課税対象となります。ただし、本商品券利用額と他の一時所得の合計金額が50万円を超えない限り、利用者個人の課税所得は生じません。(一時所得は、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されるため。)

お問い合わせ

- 高野町観光振興課(商品券の販売、事業全般) TEL 56-2780
午前8時30分～17時15分(年末年始、土、日、祝日を除く)
- 高野山宿坊協会(宿泊関係事業所) TEL 56-2616
 - ・1、2月 午前9時00分～17時00分
 - ・3月～12月 午前8時30分～17時00分(12/27～31を除く)
- 高野町商工会(商工等事業所関係) TEL 56-2184
午前8時30分～17時15分(年末年始、土、日、祝日を除く)